

# 政策評価に関する基本方針

策定：平成22年4月  
変更：平成28年4月



# 政策評価に関する基本方針

## ○ 目 次

第1 趣 旨	2
第2 基本方針	2
1 政策評価の実施に関する基本的な考え	2
(1) 政策評価の目的	
(2) 政策評価の体系	
2 政策評価の方法に関する事項	3
2-1 政策評価の対象、時点及び内容に関する事項	3
(1) 実施機関評価（一次評価）の実施	
(2) 市長評価（二次評価）の実施	
2-2 政策評価の実施方法に関する事項	4
(1) 評価にあたっての観点	
(2) 評価調書等の作成	
(3) 政策評価の実施時期	
3 政策評価の結果の反映及び活用に関する事項	5
4 政策評価に関する情報の公表に関する事項	5
5 政策評価の結果の議会への報告に関する事項	6
6 政策評価に関する市民の意見の取扱いに関する事項	6
7 政策評価を適切かつ合理的に実施するための庁内検討会議の設置に 関する事項	6
(1) 政策評価会議	
(2) 政策評価制度ワーキング会議	
8 政策評価の充実のために必要な措置に関する事項	6
(1) 実施機関における調査、研究等に関する事項	
(2) 職員の知識拡大に関する事項	

# 政策評価に関する基本方針

## 第1 趣旨

政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、南島原市政策評価実施要綱（平成22年4月1日告示第41号。以下「要綱」という。）第4条第1項の規定に基づき、政策評価に関する基本方針を定める。

## 第2 基本方針

### 1 政策評価の実施に関する基本的な考え

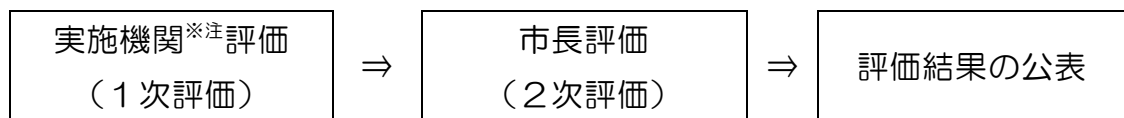
#### (1) 政策評価の目的

本市の政策評価は、市政の各分野における施策又は事業（以下「施策等」という。）について、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該施策等の特性に応じて必要な観点から、市長及び実施機関自ら合理的な手法を用いて評価を行うことにより、その結果を市の施策等に適切に反映させるとともに、予算の編成及び施策等の企画立案等における重要な情報として活用を図ることを目的とする。

また、政策評価の結果をはじめ、政策評価に関する情報を市民に公表し、市政の運営状況を明らかにして、市民に対する行政の説明責任を果たすことを目的とする。

さらに、こうした政策評価を、「企画立案（Plan：プラン）－ 実施（Do：ドゥ）－ 評価（Check：チェック）－ 改善・反映（Action：アクション）」という政策の形成と遂行の過程内に制度として組み込み、施策等の進捗管理と見直しを不断に行うとともに、限られた財源等の行政資源を有効に配分して、効率的かつ効果的な行政の推進と市民の視点に立って成果を重視した行政運営の実現を図ることを目的とする。

#### (2) 政策評価の体系



注) 実施機関とは、市長部局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局及び議会事務局をいう。

#### 1) 実施機関評価（1次評価）

実施機関は、その所掌する全ての施策等につき、途中・事後・事前の各時点において別に定める評価調書を作成し、必要性、効率性又は有効性の観点その他

当該施策等の特性に応じて必要な観点から、自らが評価する。

## 2) 市長評価（2次評価）

市長は、実施機関が作成した評価調書を基に、施策等の計画性等についての総合的な評価を行う。

## 2 政策評価の方法に関する事項

### 2-1 政策評価の対象、時点及び内容に関する事項

#### (1) 実施機関評価（一次評価）の実施

実施機関は、原則として、市の全ての予算計上事業及び南島原市総合計画（以下「総合計画」という。）の基本計画に掲げた施策及びこれを構成する主要事業を対象に、その必要性、効率性又は有効性の観点その他当該施策等の特性に応じて必要な観点から、以下の時点及び内容の評価を行うものとする。

##### 1) 途中評価

時点： 施策等の実施途中に毎年度実施する。

内容： 施策等の数値目標の達成状況をはじめ、施策等の進捗状況及び実績等を検証するとともに、その検証結果を踏まえ、施策等の実施の今後の方向性等について、見直しや改善等の評価を行う。

##### 2) 事後評価

時点： 施策等の終了又は廃止年度の翌年度に実施する。

内容： 施策等の数値目標の達成状況と実績等を検証し、方法の適当性や成果等について評価を行う。

##### 3) 事前評価

時点： 施策等の開始又は再開年度の前年度に実施する。

内容： 施策等の必要性を調査・検証し、方法の効率性と効果の有効性等について評価を行う。

#### (2) 市長評価（二次評価）の実施

市長は、実施機関が行った政策評価の内容を審議して今後の方向性等を検討する庁内会議（以下「政策評価会議」という。）を適時に開催し、施策等の計画性及び今後の方向性についての総合的な評価を行う。

### 2-2 政策評価の実施方法に関する事項

#### (1) 評価にあたっての観点

評価を行うにあたっては、施策等の必要性、効率性及び有効性の観点から評

価するものとする。

#### 1) 必要性

- ・ 市民ニーズや行政経営に照らして、施策等の必要性が薄れていないか。
- ・ 目的達成のための手法は、施策等を取りまく環境や経済情勢などの変化に適應しているか。

#### 2) 効率性

- ・ より少ない労力(業務量)や費用で目的を達成できる手法に代えられないか。
- ・ 目的を達成するために、市民や関係団体等の協力(市民協働)は得られているか。

#### 3) 有効性

- ・ 有効性を高めるため、市民や関係団体等との連携を図る余地はないか。
- ・ 有効性をさらに拡大させる(対象や受益者などを増やす)余地はないか。

この他、施策等の特性に応じて必要な観点を適宜加えて評価するものとする。

### (2) 評価調書等の作成

評価調書のほか、政策評価に必要な調書又は資料等の作成については、毎年度、別に作成要領等を定めて実施機関へ通知するものとする。

### (3) 政策評価の実施時期

各評価については、原則として、10月末日までに行うものとする。

## 3 政策評価の結果の反映及び活用に関する事項

### (1) 政策評価の結果の反映及び活用について

市長は、実施機関及び自らが行う政策評価の結果を、当該事業に適切に反映させるものとする。

また、市長は、実施機関及び自らが行う政策評価の結果については、予算編成をはじめ、事業の企画立案、総合計画の進捗管理、組織改正、市が策定する各種計画の見直しなどに活用するものとする。

## 4 政策評価に関する情報の公表に関する事項

この基本方針をはじめ、要綱で公表が義務付けられている評価調書、政策評価の結果の関係資料、評価結果の反映状況などについては、市のホームページ等で公表するものとする。

ただし、政策評価に関する情報のうち、南島原市情報公開条例に規定する事項及び南島原市個人情報保護条例に規定する個人情報など法令の規定に基づくものや、特許取得など権益にかかるもので、そのまま公表することが不適切な情報と判断さ

れるものについては、省略又は公表しても支障のない情報内容に要約して公表することができるものとする。

## 5 政策評価の結果の議会への報告に関する事項

市長は、政策評価の結果を取りまとめた報告書を作成し、原則として、毎年度、10月末日までにこれを議会に提出するものとする。

## 6 政策評価に関する市民の意見の取扱いに関する事項

市長又は実施機関は、広報・公聴活動の充実、インターネット等情報通信手段の活用などにより、市民が意見を述べる機会が確保されるよう努めるものとする。

また、寄せられた市民の意見については、それらに対する市の考え方等を取りまとめ、可能な限り書面をもって回答するものとする。

## 7 政策評価を適切かつ合理的に実施するための庁内検討会議の設置に関する事項

市長は、政策評価の充実と適切かつ合理的な評価の実施を図るため、次の庁内検討会議を設置するものとする。なお、それぞれの会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

### (1) 政策評価会議

実施機関が行った政策評価の内容を審議し、施策等の今後の方向性などを論議するとともに、政策評価の結果の公表内容を決定する。

### (2) 政策評価制度ワーキング会議

国、都道府県及び他の市町村における政策評価の実施事例、手法の信頼性及び精度の向上等に関する調査、研究等に努め、評価事務全般に関する改善策等を検討する。

## 8 政策評価の充実のために必要な措置に関する事項

### (1) 実施機関における調査、研究等に関する事項

実施機関は、他の市町村における政策評価の実施事例に関する調査、研究等に自ら努めるものとする。

### (2) 職員の知識拡大に関する事項

市長は、職員の政策評価に関する知識を拡大させるため、研修機会の確保に努めるものとする。